

港湾施設の地震対策を行いたい

No.43

国土交通省・内閣府

税制優遇・資金融資

(開始年度) 平成26年度

支援の名称

護岸・係留施設の耐震改良に係る支援制度

制度の
趣旨・背景

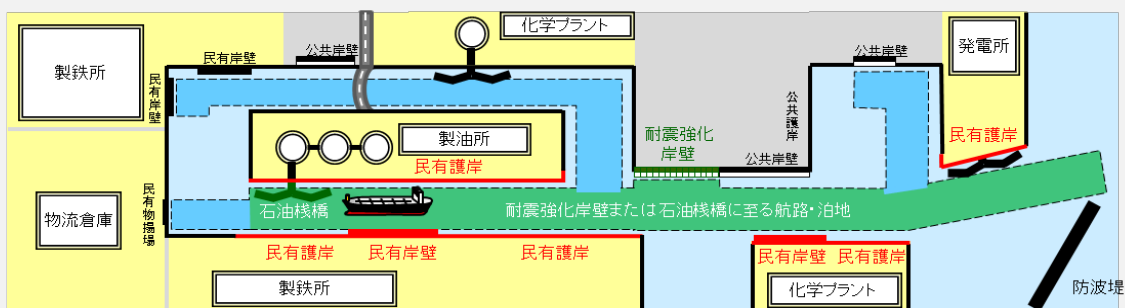
非常災害時に港湾における航路の機能を確保するため、民間事業者が保有する護岸・係留施設の耐震改良に係る負担軽減を図る。

制度の
内容

■無利子貸付制度

- ・改良資金のうち最大6割を港湾管理者・国より無利子で借り受けることができる
- ・対象施設・・・耐震強化岸壁または石油栈橋に至る航路沿いの護岸、岸壁、物揚場

◇ 対象施設のイメージ： 図中の赤色の施設



■固定資産税の特例措置

- ・改良により取得した資産について、課税標準が5年間 $1/2^{*1}$ または $5/6^{*2}$ に軽減
- ・対象施設・・・上記の無利子貸付制度を活用し、令和8年3月31日までに耐震改良された施設

※1：港湾区域が緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾

※2：※1以外の港湾

対象となる方

港湾において護岸・係留施設を保有する民間事業者

問い合わせ
先など

国土交通省 港湾局 海岸・防災課

TEL：03-5253-8111（内線 46-733）

■関連 URL（民有護岸等の耐震改修に係る特例措置）

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr7_000088

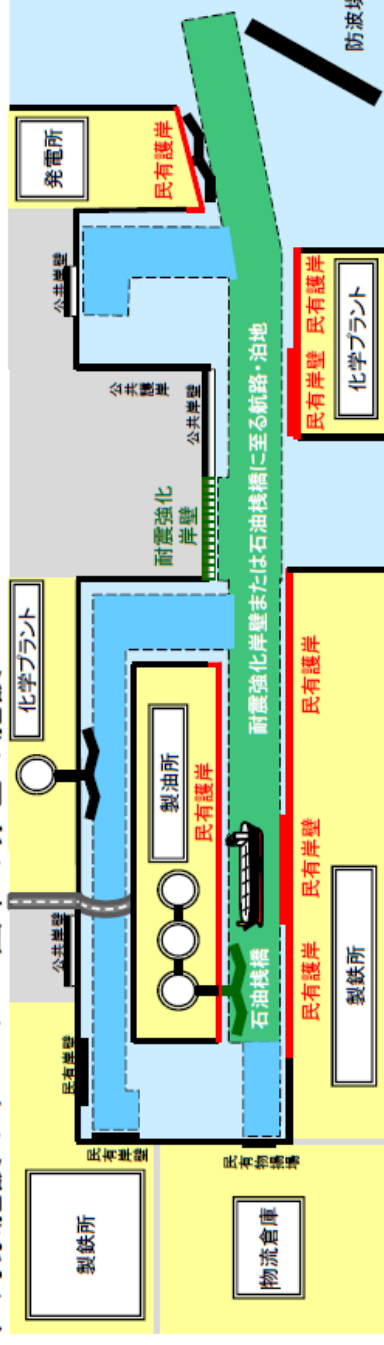
無利子貸付制度の概要

○ 護岸等の改修のための資金のうち**最大6割を港湾管理者・国より無利子で借り受け**ることができる。

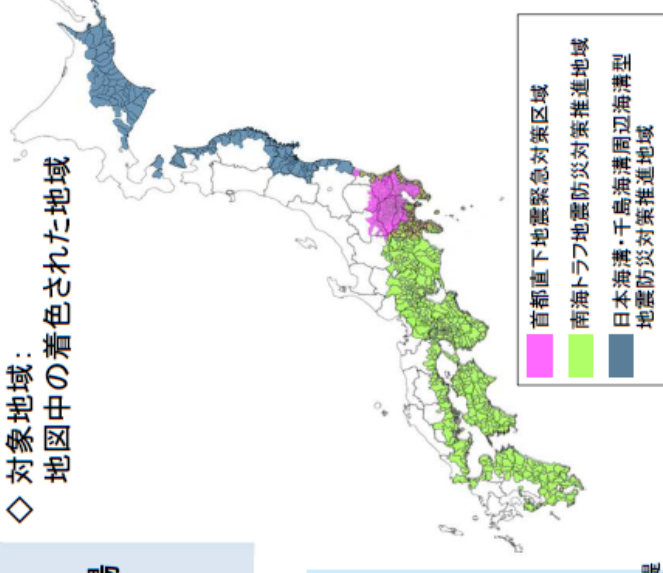
制度活用のための要件

- ・ 対象港湾：右図の対象地域内にある重要港湾以上の港湾
- ・ 対象施設：耐震強化岸壁または石油棧橋に至る航路・泊地沿いの護岸、岸壁、物揚場
- ・ 適用要件：① 港湾管理者が港湾計画に上記航路・泊地を位置づける。
 ② 施設所有者は、国土交通省から無利子貸付事業の認定を受ける。

◇ 対象施設のイメージ：図中の赤色の施設



◇ 対象地域：
 地図中の着色された地域



固定資産税の特例措置の概要

○ 改修により取得した資産について、**固定資産税の課税標準が5年間 1/2※1または5/6※2に軽減**される。

制度活用のための要件

- ・ 対象施設：上記の無利子貸付制度を活用して、令和8年3月31日までに改修工事が完了した施設

※1：緊急確保航路または開発保全航路に接続する港湾

※2：※1以外の港湾